（暴力追放運動推進センターに関する規則の一部改正）

第三条　暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「第三十二条の二第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に改め、同条第二項第五号中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第一条の二中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同条第一号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業（以下この条において「都道府県センターの事業」という。）」を「暴力追放事業」に改め、同条第二号及び第三号中「都道府県センターの事業」を「暴力追放事業」に改める。

第二条中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に、「前条第一項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四条中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項中「別記様式」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第六条中「第三十二条の二第一項第三号」を「第三十二条の三第一項第三号」に改め、同条第一号中「第三十二条の二第二項第三号」を「第三十二条の三第二項第三号」に改め、同号イ中「第三十二条の二第二項第三号」を「第三十二条の三第二項第三号」に改め、同号ロ中「第三十二条の二第二項第四号」を「第三十二条の三第二項第四号」に改め、同号ハ中「第三十二条の二第二項第五号」を「第三十二条の三第二項第五号」に改める。

第十条中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第十一条第二号中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第十四条中「第三十二条の二第六項」を「第三十二条の三第六項」に改める。

第十六条中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条の四第一項」に、「第三十二条の二第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に、「第三十二条の三第二項各号」を「第三十二条の四第二項各号」に、「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に、「同条第一号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業」を「暴力追放事業」に、「第三十二条の三第三項」を「第三十二条の四第三項」に改める。

第十七条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第二号中「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に、「フレキシブルディスクを」を「電磁的記録媒体を」に、「フレキシブルディスクに」を「電磁的記録媒体に」に、「フレキシブルディスクと」を「電磁的記録媒体と」に改め、同様式の備考1中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「2枚」を「2」に改め、同様式の備考2中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

第四条　聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第一項」の下に「（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第五条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の項中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条の四第三項」に、「第三十二条の二第五項、第三十二条の三第一項」を「第三十二条の三第五項、第三十二条の四第一項」に改める。

附　則

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

○国家公安委員会規則第十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則等を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長　小平　忠正

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪

第二条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

第二条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪

第一条に次の一号を加える。

五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪